

# 国公女性協News

2012.9.21  
NO.255

国公労連女性協議会  
Tel: 03-3502-6363  
Email: mail@kokko.or.jp



## 人勤に向けて職場環境改善を求め 人事院交渉を実施

国公労連女性協は7月19日「働きやすい職場環境を求める要求書」に基づき、人事院交渉を実施しました。交渉には橋本女性協議長を責任者として単組代表4名、常任委員7名の計11名が参加し、人事院側は、澤田職員福祉課長補佐が対応しました。

まず橋本議長から「人勤に向け、働きやすい職場になるよう求める。6月末に「働くなでしこ大作戦」がとりまとめられ、男性の意識改革、ポジティブ・アクションの推進、これらを公務員から率先してとりくむことが3つの柱とされている。ただ、制度はできてはいても女性が働き続け

られるような職場環境ではない。職場環境の整備を求める」と述べました。

### 参加者から 切実な要求

○ 非常勤職員の均等待遇実現を。賃下げ法により、本省で働く非常勤職員にも賃下げが行われている。休暇をはじめ全く均等待遇ではないのに、賃下げの時だけ均等待遇とはおかしい。また、職場では、制度があっても子育てしながら働き続けるのは難しいという理由で自己都合退職が増えている。職場環境の改善を各省庁に指導してほしい。

○ 子の看護休暇の対象年齢引き上げを求める。また、1人5日ではすぐに休暇がなくなるため、病気によっては別枠で取得できるなど、取得要件の拡充を。

○ 厚生経費削減のため、人間ドックを受診すると定期健康診断が受けられない。人間ドック

を受診しても定期健康診断を受けられるようにしてほしい。また、人事院規則の検査項目を現代の仕事や状況にあうよう見直してほしい。

○ ハンセン病療養所の介護士等の多くは定数外の賃金職員であり、賃金職員は共済に加入できても、勤務日が月18日を下回ると脱退させられ、加入を継続するのが大変である。また、無給休暇の有給化と、結婚休暇の制度化を求める。

○ 度重なる人員削減により職場環境は厳しい。命ある限り働けと言われているように感じる。仕事を続けられる環境をつくる方が長い目でみれば人件費削減になるのでは。打開策を。

○ 国交省の非常勤職員は「3年雇止め」をされている。育休制度ができては2年目しか取得できない。また、両立支援制度は整っているが、資格職種、交替制勤務では制度が使いにくく、産み控えをしてしまう。運用のあり方を考えてほしい。パワハラも大きな問題になっているが、人事院として何の指針も

なく、省庁として大変困っている状態。早急にパワハラ指針の策定を求める。

○ 非常勤職員は、母性保護休暇は無給のため、年休で対応せざるをえない。非常勤職員の座談会では夏季休暇、結婚休暇の要望が一番多かった。民間ではなく職員との均等待遇をはかるべき。雇止めは実態としてあるので、各省庁への指導を求める。また、産休からの代替措置の法定化を要望する。代替がないため、涙ながらに妊娠を報告している状況もある。

○ 妊娠時の通勤緩和の取得時間を長くして欲しい。首都圏の交通事情を考えると1時間では足りない。職場ではパワハラが原因でのメンタル疾患も目立っている。早期にパワハラ指針の策定をしてほしい。

### 人事院回答

これに対し人事院は「非常勤職員の休暇は民間の状況、動向をみながら検討する。新規採用時からの年休は、短期で働く人もいる中で、最初から年休を与えることはできない」「子どもの看護休暇は、各府省での活用状況を注視したい」「健康診断は適宜充実させている。公務員については従来から任意性を持

たせた取扱いになっている。意見は担当に伝える。」「セクハラは意識啓発を行っている。人権を侵害するものであり、引き続き対策を行う。」「パワハラは2年前に言動例を通知し、パワハラ調査結果についても公表した。要望については担当に伝える」「産休代替措置の法定化は定員、予算から考えると困難。」

「非常勤職員は一律の雇止めをするしくみにはなっていない。指導の強化については担当に伝える。」「超勤に関しては必要な超勤であればきちんと申告してほしい。効率的な業務運営など環境整備につとめたい。」と回答しました。



最後に議長より「制度ができれば良いということではなく、職場環境の整備が必要である。非常勤職員問題も大きな課題である。私たちは仕事に誇りを持って働きたいが、今の働き方では仕事に誇りを持ってない。私たちの要求を正面から受けとめてほしい」と訴え、交渉を終了しました。



要求書を手交する橋本議長(左)と澤田課長補佐(右)



# 第58回日本母親大会in新潟開催

—語り合い、学び合った2日間—

8月25日(土)、26日(日)の両日、新潟市で第58回日本母親大会が開催されました。全国からのべ13,200人が結集し、国公労連女性協、単組、県国公からも多くの参加がありました。

1日目は子どもと教育、くらしと権利、女性の地位向上、平和など34のテーマで分科会やシンポジウムが開催されました。

2日目の全体会に先だって、国公労連女性協は「公務員賃下げ違憲訴訟」ビラと個人署名を配布し、1,000枚があつという間になくなってしまいました。全厚生闘争団も社保庁職員分限

免職撤回ビラを配布し、こちらでも瞬間に全てなくなりました。

全体会では、ジャーナリストの斎藤貴男さんの「貧困と格差のない社会を—3.11以後... 私たちはどう生きるのか」と題した記念講演がありました。大企業のための震災復興や消費税増税、教育の序列化など今の政治を批判し、すべての人が幸せになる社会をつくっていきましょうというお話がありました。

チェルノブイリ原発事故で被ばくしたナターシャ・グジーさんの歌と演奏の後、各地・各団体の運動を交流する「今日の運

動」がありました。国公労連女性協も「公務員賃下げ違憲訴訟」ののぼりを持ち、たすきをかけて登壇しました。全厚生闘争団も「社保庁職員の不当解雇を撤回せよ」のゼッケンをつけ、横断幕を持って登壇しました。国公労連女性協から代表して濱野副議長が訴えました。(訴えの内容は困み記事のとおりです)各団体の代表からも、原発ゼロ、TPP反対、消費税増税反対などの訴えがあり、盛大な拍手で幕を閉じました。

来年は東京開催の予定です。誘い合って参加しましょう!

## 「今日の運動」発言原稿

4月から国家公務員給与臨時特例法により、平均7.8%の給与削減が議員立法で一方向的に強行されています。原告370名(うち女性12名)と国公労連が原告となり、給与臨時特例法の無効を求め、5月25日東京地裁に「公務員賃下げ違憲訴訟」を提訴しました。8月2日に行われた第1回口頭弁論では、東日本大震災で被災した原告の陳述があり、家も家族も失ったなかで、公務員として懸命に働き、元の生活を取り戻すことを希望としてきたにもかかわらず、この措置は希望を失わせ、決して許されないと訴えました。

この賃下げは消費税増税のつゆ払いであり、約625万人の民間労働者の賃金に直接影響が及び、復興財源にはなりません。早期の復旧・復興のための公務・公共サービスの拡充こそが必要です。賃下げの悪循環を断ち切り、全ての労働者の雇用の確保と賃金の引き上げをめざしてたたかいますので、ご支援よろしくお祈いします。

# 第57回はたらく女性の中央集会in京都開催のお知らせ

第57回はたらく女性の中央集会in京都の詳細が決まりました。

- 会場 京都府民交流プラザ 京都テルサ  
京都市南区東九条下殿田町70番地
- 1日目(分科会) 11月10日(土) 13:00~16:00  
メンタルヘルス、働くルール、しゃべり場など7分科会と  
聞香体験分科会、2つの見学分科会があります。  
体験分科会、見学分科会は事前申込制です。
- 2日目(全体会) 11月11日(日) 10:30~15:00  
・講演「放射能災害と私たちの生活」  
安齋化学・平和事務所所長 安齋育郎さん  
・文化行事 京響アンサンブルミューズ
- 参加費  
分科会1,000円、全体会1,000円、  
大学生300円、高校生以下無料 (当日支払い)  
※体験分科会、見学分科会は他に実費がかかります

常任委員会から

今年度最後の「女性協NewS」です。一年間、いかがでしたでしょうか。女性協のとりくみを色々と伝えたいと思いつつも、発行に手間取ってしまった、ニュースにできなかったとくみもあつたりなど、反省点もいっぱいあります。

とはいえ、原稿の執筆は思ったより楽しかったな、というのが感想です。来年度は今年より少しでもバージョンアップ目指してがんばりますので、引き続きご愛読よろしくお祈いします。

(事務局長 廣瀬 由美)